

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-236736

(P2004-236736A)

(43) 公開日 平成16年8月26日(2004.8.26)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

A47D 13/02

F I

A47D 13/02

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2003-27042 (P2003-27042)  
 (22) 出願日 平成15年2月4日(2003.2.4)

(71) 出願人 390006231  
 アプリカ▲葛▼西株式会社  
 大阪府大阪市中央区島之内1丁目13-13  
 (74) 代理人 100064746  
 弁理士 深見 久郎  
 (74) 代理人 100085132  
 弁理士 森田 俊雄  
 (74) 代理人 100083703  
 弁理士 仲村 義平  
 (74) 代理人 100096781  
 弁理士 堀井 豊  
 (74) 代理人 100098316  
 弁理士 野田 久登

最終頁に続く

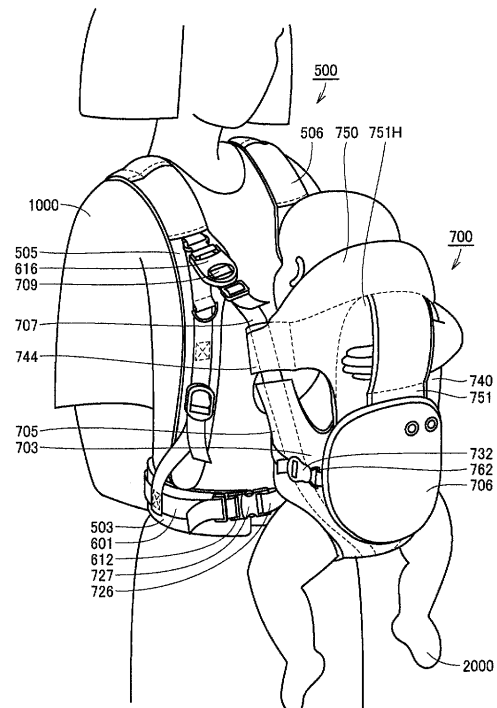
(54) 【発明の名称】 子守帯

(57) 【要約】

【課題】 新生児や、首、腰の座らない時期の乳児を寝かしたいいわゆる横抱き状態、前面縦抱き状態、および、背面縦抱きの状態で保持することができる構造を有する子守帯を提供する。

【解決手段】 使用者装着部材500の肩ベルトに設けられたメス型バックル616に、ベルト部材707のオス型バックル709を連結させる。このとき、第2支持ループ744にベルト部材707を通過させる。反対側も同様の連結状態とする。使用者装着部材500の腰ベルト601の先端部に設けられたオス型バックル612に赤ちゃん保持部材700の腹部保持部材に設けられた腹部ベルト726のメス型バックル727を連結させる。反対側も同様の連結状態とする。

【選択図】 図2



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

使用者が赤ちゃんを抱っこするために用いる子守帯であって、  
 使用者に装着される使用者装着部材と、  
 前記使用者装着部材に対して着脱可能に設けられ、前記使用者装着部材とともに赤ちゃんを保持するための赤ちゃん保持部材と、を備え、  
 前記使用者装着部材は、使用者の腰部領域に配置され、一端に第1連結部材(612)が設けられ、他端に前記第1連結部材に対して着脱可能な第2連結部材(613)が設けられる腰ベルト(601)を有し、  
 前記赤ちゃん保持部材は、赤ちゃんの腹部領域に配置され、一端に前記第1連結部材(612)に対して着脱可能な第3連結部材(727)が設けられ、他端に前記第2連結部材(613)に対して着脱可能な第4連結部材(728)が設けられる腹部ベルト(726)を有する、子守帯。

10

## 【請求項2】

前記腰ベルト(601)は、使用者の背面側の腰部領域に、前記第3連結部材(727)に対して着脱可能な第5連結部材(651)と、前記第4連結部材(728)に対して着脱可能な第6連結部材(652)とをさらに有する、請求項1に記載の子守帯。

## 【請求項3】

前記使用者装着部材は、使用者の肩部に配置される第1肩ベルト(602)および第2肩ベルト(603)を備え、  
 前記第1肩ベルト(602)には、第7連結部材(616)が設けられ、前記第2肩ベルト(603)には、第8連結部材(617)が設けられ、  
 前記赤ちゃん保持部材は、一端に前記第7連結部材(616)に対して着脱可能に設けられる第9連結部材(709)を有する第1連結ベルト(707)、前記第1連結ベルト(707)を通過させ支持し、赤ちゃんの側部に位置する第1支持ループ(744)、一端に前記第8連結部材(617)に対して着脱可能に設けられる第9連結部材(708)を有する第2連結ベルト(706)、および、前記第2連結ベルト(706)を通過させ支持、赤ちゃんの側部に位置する第2支持ループ(743)を備える、請求項1または2に記載の子守帯。

20

## 【請求項4】

前記第1肩ベルト(602)は、前記第1連結ベルト(707)または前記第2連結ベルト(706)を通過させるための第1ループ領域(507a)を含み、前記第2肩ベルト(603)は、前記第1連結ベルト(707)または前記第2連結ベルト(706)を通過させるための第2ループ領域(508a)を含む、請求項3に記載の子守帯。

30

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

## 【発明の属する技術分野】

この発明は、育児に用いられる子守帯の構造に関する。

## 【0002】

## 【従来の技術】

従来の子守帯において、赤ちゃんを前面側と背面側とに寄せ変え可能な構造を有するものとして、下記特許文献1に開示される子守帯を挙げることができる。この子守帯は、使用者に装着され、ベルト部材からなる支持手段に幼児収容体を着脱可能に取付けることを特徴としている。

40

## 【0003】

## 【特許文献1】

特開平9-121987号公報

## 【0004】

## 【発明が解決しようとする課題】

しかし、上記子守帯の構造においては、使用者に装着される支持手段が、ベルト部材のみ

50

からなるために、幼児収容体に收容される赤ちゃんの体重が局所的に加わることになり、使用者への負担が大きい問題が挙げられる。

【0005】

また、幼児の頭部領域が保護されていないため、特に使用者の背面側で赤ちゃんを保持する場合には、赤ちゃんの頭部の保護が十分でない問題が挙げられる。

【0006】

また、赤ちゃんを前面側と背面側とに寄せ変える場合のいずれにおいても、赤ちゃんを縦抱きの状態で保持することを前提としており、新生児や、首、腰の座らない時期の乳児を寝かした状態で保持することができない。

【0007】

したがって、この発明の目的は、赤ちゃんの頭部の保護を十分に行なうことのできる構造を有する子守帯を提供することにある。

【0008】

また、他の目的として、赤ちゃんの発育段階、生理特性を満足し、かつ、生活スタイルに応じてその形態を変化させることが可能な子守帯を提供することにある。

【0009】

また、他の目的として、赤ちゃんの保持の安全性および快適性を損なうことなく、使用者に対する装着性能の向上を図ることを可能とする子守帯を提供することにある。

【0010】

また、他の目的として、前面荷重、背面荷重において、バランス良く荷重を受けることにより、使用者への負担の軽減を図る構造を有する子守帯を提供することにある。

【0011】

さらに、他の目的として、子守帯の機能を、カジュアルな上着に含ませることにより、ファッション性を高めた子守帯を提供することにある。

【0012】

【課題を解決するための手段】

この発明に基いた子守帯においては、使用者が赤ちゃんを抱っこするために用いる子守帯であって、使用者に装着される使用者装着部材と、上記使用者装着部材に対して着脱可能に設けられ、上記使用者装着部材とともに赤ちゃんを保持するための赤ちゃん保持部材とを備え、さらに以下の構成を備えることを特徴とする。

【0013】

上記使用者装着部材は、使用者の腰部領域に配置され、一端に第1連結部材(612)が設けられ、他端に上記第1連結部材に対して着脱可能な第2連結部材(613)が設けられる腰ベルト(601)を有し、上記赤ちゃん保持部材は、赤ちゃんの腹部領域に配置され、一端に上記第1連結部材(612)に対して着脱可能な第3連結部材(727)が設けられ、他端に上記第2連結部材(613)に対して着脱可能な第4連結部材(728)が設けられる腹部ベルト(726)を有する。

【0014】

この構成により、使用者装着部材に赤ちゃん保持部材を連結させた場合、使用者の腹部領域には腰ベルトが位置せずに、赤ちゃん保持部材の腹部ベルトが位置することになる。これにより、使用者と赤ちゃんとの距離が近くなり、使用者と赤ちゃんとの密着感を高めることが可能になる。その結果、赤ちゃんは、より近くに使用者を感じることができ、赤ちゃんの発育段階、生理特性を満足させることが可能になる。

【0015】

また、より使用者の近くで赤ちゃんを保持できることから、前面荷重、背面荷重において、バランス良く赤ちゃんの荷重を受けることにより、使用者への負担の軽減を図りながら、赤ちゃんの保持の安全性および快適性を損なうことなく、使用者に対する装着性能の向上を図ることを可能としている。

【0016】

さらに、使用者装着部材の腰ベルトの構造の簡略化が図られ、ファッション性を高めた子

10

20

30

40

50

守帯を提供することを可能とする。

【0017】

また、上記発明において好ましくは、上記腰ベルト(601)は、使用者の背面側の腰部領域に、上記第3連結部材(727)に対して着脱可能な第5連結部材(651)と、上記第4連結部材(728)に対して着脱可能な第6連結部材(652)とをさらに有する。

【0018】

この構成により、赤ちゃんを背中においておんぶする場合においても、バランス良く赤ちゃんの荷重を受けることができ、使用者への負担の軽減を図りながら、赤ちゃんの保持の安全性および快適性を損なうことなく、使用者に対する装着性能の向上を図ることを可能としている。

10

【0019】

また、上記発明において好ましくは、上記使用者装着部材は、使用者の肩部に配置される第1肩ベルト(602)および第2肩ベルト(603)を備え、上記第1肩ベルト(602)には、第7連結部材(616)が設けられ、上記第2肩ベルト(603)には、第8連結部材(617)が設けられ、上記赤ちゃん保持部材は、一端に上記第7連結部材(616)に対して着脱可能に設けられる第9連結部材(709)を有する第1連結ベルト(707)、上記第1連結ベルト(707)を通過させ支持し、赤ちゃんの側部に位置する第1支持ループ(744)、一端に上記第8連結部材(617)に対して着脱可能に設けられる第9連結部材(708)を有する第2連結ベルト(706)、および、上記第2連結ベルト(706)を通過させ支持し、赤ちゃんの側部に位置する第2支持ループ(743)を備える。

20

【0020】

この構成により、赤ちゃんの側部に、第1連結ベルトにより支持される第1支持ループと第1連結ベルトにより支持される第2支持ループが配置されることとなるため、赤ちゃんの側部において第1支持ループおよび第2支持ループによる壁が形成され、赤ちゃんの側部を確実に保護することが可能になる。その結果、頭部の振れを防止し、赤ちゃんの頭部の保護を十分に行なうことのできる構造を有する子守帯を提供することが可能になる。

【0021】

また、上記発明において好ましくは、上記第1肩ベルト(602)は、上記第1連結ベルト(707)または上記第2連結ベルト(706)を通過させるための第1ループ領域(507a)を含み、上記第2肩ベルト(603)は、上記第1連結ベルト(707)または上記第2連結ベルト(706)を通過させるための第2ループ領域(508a)を含む。

30

【0022】

この構成により、赤ちゃんを背中においておんぶする場合においても、バランス良く赤ちゃんの荷重を受けることができ、使用者への負担の軽減を図りながら、赤ちゃんの保持の安全性および快適性を損なうことなく、使用者に対する装着性能の向上を図ることを可能としている。

【0023】

40

【発明の実施の形態】

以下、この発明に基づいた実施の形態における子守帯1Bについて、図を参照しながら説明する。

【0024】

(子守帯1Bの特徴的構成)

まず、本実施の形態における子守帯1Bの特徴的構成としては、図1に示すように、赤ちゃん保持部材700とリュック形式の使用者装着部材500とを備え、使用者であるお母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を横抱きすることができる状態と、図2に示すように、お母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態(対面状態)と、図3に示すように、お母さん1000の前面において、赤

50

ちゃん保持部材700の上半身領域を取外し、赤ちゃん2000を前向きの縦抱きにすることができる状態と、図4に示すように、お母さん1000の背面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態(赤ちゃん2000は前向き)と、図5に示すように、お母さん1000の背面において、赤ちゃん保持部材700の上半身領域を取外し、赤ちゃん2000を後向きの縦抱きにすることができる状態と、が選択可能に設けられていることを特徴としている。

#### 【0025】

ここで、図1に示す状態においては、赤ちゃん保持部材700と使用者装着部材500との間には、お母さん1000の前面において、赤ちゃん保持部材700により、赤ちゃん2000を寝かせた状態で抱っこするための横抱き状態を可能にするための第1連結手段が設けられており、図2および図3に示す状態においては、お母さん1000の前面において、赤ちゃん保持部材700により、赤ちゃん2000を起こした状態で抱っこするための前面縦抱き状態を可能にするための第2連結手段が設けられており、図4および図5に示す状態においては、お母さん1000の背面において、赤ちゃん保持部材700により、赤ちゃん2000を起こした状態で抱っこするための背面縦抱き状態を可能にするための第3連結手段が設けられている。

10

#### 【0026】

以下、図を参照しながら、使用者装着部材500および赤ちゃん保持部材700の構造について説明する。

#### 【0027】

20

(使用者装着部材500の構造)

図6から図9を参照して、使用者装着部材500の構造について説明する。なお、図6は、使用者装着部材500を開いた状態での正面図であり、図7は、使用者装着部材500を開いた状態での背面図であり、図8は、使用者装着部材500を閉じた状態での正面図であり、図9は、ベルト部材のみを現したベルト展開図である。

#### 【0028】

まず、図6から図9を参照して、この使用者装着部材500は、使用者であるお母さん1000に装着されることを目的としており、使用者用背中部材501と、この使用者用背中部材501の上端部から上方に延びるように設けられる第1肩ベルト部材505と、第2肩ベルト部材506とを備える。さらに、本実施の形態においては、使用者装着部材500の下端部領域に、お母さん1000の腰に装着される腰ベルト部材503、504が設けられている。

30

#### 【0029】

使用者用背中部材501は通気性の向上を考慮して、主にメッシュ部材から構成され、第1肩ベルト部材505、第2肩ベルト部材506、および腰ベルト部材503、504は、使用者への荷重負担を軽減させる目的から、主にパッド部材から構成されている。

#### 【0030】

これらの第1肩ベルト部材505、第2肩ベルト部材506、および腰ベルト部材503、504には、赤ちゃんの荷重を担保するため、図9に示すベルト部材600が縫製により縫い付けられている。

40

#### 【0031】

このベルト部材600は、図9に示すように、腰ベルト601と、この腰ベルト601に領域Y1において強固に連結され、上方に延びるように設けられる第1肩ベルト602と、腰ベルト601に領域Y2において強固に連結され、上方に延びるように設けられる第2肩ベルト603と、腰ベルト601に領域Y3において強固に連結され、上方に延びるように設けられる第1延長ベルト605と、腰ベルト601に領域Y4において強固に連結され、上方に延びるように設けられる第2延長ベルト606とを有している。また、第1肩ベルト602と第2肩ベルト603とは、それぞれ領域Y5、Y6においてそれぞれ固定される連結ベルト604により連結されている。各ベルトの連結は、縫製により行なわれるが、強度上問題が無ければ他の連結構造を採用することも可能である。

50

## 【0032】

第1肩ベルト602には、メス型バックル616、リングバックル618が所定位置に取付けられ、先端部分には、ベルトの長さを調節するための調節バックル620が取付けられている。同様に、第2肩ベルト603には、メス型バックル617、リングバックル619が所定位置に取付けられ、先端部分には、ベルトの長さを調節するための調節バックル621が取付けられている。

## 【0033】

腰ベルト601の第1延長ベルト605側の一端には、オス型バックル612が設けられ、領域Y3とこのオス型バックル612との間には、腰ベルト601の一端側の長さを調節するための調節バックル614が取付けられている。また、領域Y3と領域Y1との間の腰ベルト601には、内側を向くようにメス型バックル652が取付けられている。

10

## 【0034】

また、腰ベルト601の第2延長ベルト606側の他端には、メス型バックル613が設けられ、領域Y4とこのメス型バックル613との間には、腰ベルト601の他端側の長さを調節するための調節バックル615が取付けられている。また、領域Y2と領域Y4との間の腰ベルト601には、内側を向くようにオス型バックル651が取付けられている。

## 【0035】

第1肩ベルト部材505、第2肩ベルト部材506、および腰ベルト部材503、504と、ベルト部材600とは、適宜縫製により結合されるが、特に、腰ベルト部材503、504の領域X2、X3、X4、使用者用背中部材501の領域X1、および第1肩ベルト部材505、第2肩ベルト部材506の領域X5、X6においては、両者は強固に連結されている。

20

## 【0036】

また、図1に示すように、第1肩ベルト部材505の頂部領域には、第1ループ領域507aを形成するように帯状部材507が取付けられ、第2肩ベルト部材506の頂部領域においても、第2ループ領域508aを形成するように帯状部材508が取付けられている。また、第1肩ベルト部材505の前部側においては、使用者への荷重負担を分散させるために、内側に向かう凸部パッド領域505aが設けられ、同様に、第2肩ベルト部材506の前部側においても、内側に向かう凸部パッド領域506aが設けられている。

30

## 【0037】

図7に示すように、腰ベルト601に設けられた、オス型バックル651およびメス型バックル652は、露出するように設けられているが、必要に応じて、使用者用背中部材501の下端部に収容領域を設けるようにして、使用時にのみオス型バックル651およびメス型バックル652を取り出す構造とすることも可能である。

## 【0038】

図8に示すように、第1延長ベルト605は、第1肩ベルト部材505側に設けられた調節バックル620に連結されることにより、右肩部ループを構成するとともに、右肩部ループの長さが調節される。同様に、第2延長ベルト606は、第2肩ベルト部材506側に設けられた調節バックル621に連結されることにより、左肩部ループを構成するとともに、左肩部ループの長さが調節される。また、腰ベルト601の両先端部に設けられたオス型バックル612とメス型バックル613とを連結することにより、腰部ループを構成する。

40

## 【0039】

(赤ちゃん保持部材700の構造)

次に、図10から図12を参照して、赤ちゃん保持部材700の構造について説明する。なお、図10は、赤ちゃん保持部材700を内面側から見た平面図であり、図11は、赤ちゃん保持部材700を外面側から見た背面図であり、図12は、図10中XII-XII線矢視にしたがった第1断面図であり、図13は、図10中XII-XII線矢視にしたがった第2断面図である。

50

## 【0040】

本実施の形態における赤ちゃん保持部材700は、背面保持部材701、股間部保持部材720、腹部保持部材725、および背中部保持部材740を備え、全体として縦長の帯状の形態を呈している。

## 【0041】

図10を参照して、背面保持部材701の両側には、側部保持部材702, 703が設けられている。側部保持部材702, 703のそれぞれの上端部分には、延長部704, 705が設けられ、この延長部704, 705には、上方に延びるようにベルト部材706, 707が設けられている。ベルト部材706, 707には、ベルト部材706, 707の長さを調節するための調節バックル710, 711取付けられ、ベルト部材706, 707の先端部分には、オス型バックル708, 709が連結されている。 10

## 【0042】

また、ベルト部材706, 707は、股間部保持部材720において交差するように設けられ、腹部保持部材725の先端領域にまで達するように配置されている。

## 【0043】

なお、背面保持部材701、側部保持部材702, 703、および延長部704, 705の内面部分には、赤ちゃん2000が接する領域であるため、通気性のあるクッション部材が設けられている。

## 【0044】

図11を参照して、背面保持部材701の外面部には、袋状部材760が設けられている。袋状部材760の上部は、開放状態となるように取付けられている。背面保持部材701と袋状部材760との間によって形成される空間760aには、後述する带状支持部材751が収納可能とされている。また、袋状部材760の外側には、リング状部材761, 762がそれぞれ設けられている。 20

## 【0045】

再び、図10を参照して、股間部保持部材720は、赤ちゃん2000の股部の形状に沿うように両側が、内側に切り込まれた曲面領域721, 722が形成され、この曲面領域721, 722を埋めるように、補助パッド部材723, 724が設けられている。なお、股間部保持部材720の内面部分は、赤ちゃん2000が接する領域であるため、通気性のあるクッション部材が設けられている。 30

## 【0046】

また、補助パッド部材723, 724は、赤ちゃん2000の股部へのパッド部材の当接を和らげるとともに、前向きおよび後向きのどちらの状態でも(図2および図3に示す状態)、赤ちゃん2000の股部に与える不快感を解消することを目的としていることから、股間部保持部材720の内面部分に設けられるクッション部材よりも柔らかいクッション部材が設けられていることが好ましく、また、縫い目を、赤ちゃん2000の股部には当接しない位置に配置することが好ましい。

## 【0047】

また、図11を参照して、股間部保持部材720の外面部には、股間部保持部材720との間に通過領域を形成するようにループ770が取付けられている。 40

## 【0048】

再び、図10を参照して、腹部保持部材725の先端部分には、横方向に延びる貫通路729が設けられ、この貫通路729の内部には、先端側ベルト730が配置され、この先端側ベルト730の両側には、ベルトの長さを調節するための調節バックル733, 734が設けられ、また、先端部分には、フック部材731, 732が設けられている。

## 【0049】

また、腹部保持部材725の中央領域には、横方向に延びるように腹部ベルト726が取付けられ、この腹部ベルト726の一端にはオス型バックル727が設けられ、他端にはメス型バックル728が設けられている。

## 【0050】

上述したように、ベルト部材 706, 707 は、腹部保持部材 725 の先端領域にまで達するように配置されているが、赤ちゃんの荷重を効果的に分散させる観点から、領域 X10, X11 において、ベルト部材 706, 707 と腹部ベルト 726 とが連結するように取付けられ、また、領域 X12, X13 において、ベルト部材 706, 707 と先端側ベルト 730 とが連結するように取付けられている。

【0051】

なお、腹部保持部材 725 の内面部分は、赤ちゃん 2000 が接する領域であるため、通気性のあるクッション部材が設けられている。

【0052】

図 10 ~ 図 12 を参照して、背中部保持部材 740 は芯材としての赤ちゃん用パッド部材 742a, 742b を備え、上部パッド部材 742a に対して、下部パッド部材 742b は、内側（後述する帯状支持部材 751 が設けられる側とは反対側）に向けて屈曲するように取付けられている。赤ちゃん用パッド部材 742a, 742b の表面は、通気性のあるクッション部材 741 で覆われている。

【0053】

また、背中部保持部材 740 の上部両側には、左右方向に張出す側壁パッド 741, 742 が設けられ、背中部保持部材 740 および側壁パッド 741, 742 の上部側には、頭部保護パッド 750 が設けられている。さらに、側壁パッド 741, 742 の両側端部には、ベルト部材 706 を通過させて支持するための第 1 支持ループ 743、およびベルト部材 707 を通過させて支持するための第 2 支持ループ 744 が設けられている。

【0054】

頭部保護パッド 750、第 1 支持ループ 743、および第 2 支持ループ 744 は、柔軟なクッション部材から構成されている。また、頭部保護パッド 750 は、図 12 に示すように、内側に向く位置と、図 13 に示すように、外側に向く位置とが選択可能に設けられている。

【0055】

背中部保持部材 740 は、背面保持部材 701 と袋状部材 760 との間に設けられた空間 760a 内に、下部パッド部材 742b が収容可能に設けられ、背面保持部材 701 と下部パッド部材 742b との間には、面ファスナ 761a, 761b が設けられることにより、背面保持部材 701 と下部パッド部材 742b との着脱が可能に設けられている。

【0056】

背中部保持部材 740 の外側には、図 11 に示すように、背中部保持部材 740 の上端部から股間部保持部材 720 にかけて帯状支持部材 751 が設けられている。帯状支持部材 751 は、その上端部のみが背中部保持部材 740 に固定されている。また、図 12 に示すように、赤ちゃん用パッド部材 742a の外側に位置する領域においては、使用者であるお母さん 1000 の手を挿入することができるように、空間 751H が形成されるように、帯状支持部材 751 が背中部保持部材 740 に取付けられている。

【0057】

帯状支持部材 751 の下方先端部分には、ベルト 752 が取付けられ、このベルト 752 の先端部分には、ベルト 752 の長さ調節が可能なフック部材 753 が設けられている。

【0058】

また、この帯状支持部材 751 の不使用時には、図 13 に示すように、背面保持部材 701 と袋状部材 760 との間に設けられた空間 760a 内に収容可能に形成されている。

【0059】

（使用者装着部材 500 と赤ちゃん保持部材 700 との結合関係）

次に、再び図 1 から図 5 を参照して、各使用形態における使用者装着部材 500 と赤ちゃん保持部材 700 との結合関係について説明する。

【0060】

上述したように、本実施の形態における子守帯 1B の特徴的構成としては、使用者装着部材 500 と赤ちゃん保持部材 700 との結合関係を選択することにより、図 1 に示す、使

用者であるお母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を横抱きすることができる状態と、図2に示す、お母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態（対面状態）と、図3に示す、お母さん1000の前面において、赤ちゃん保持部材700の上半身領域を取外し、赤ちゃん2000を前向きの縦抱きにすることができる状態と、図4に示す、お母さん1000の背面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態（赤ちゃんは前向き）と、図5に示す、お母さん1000の背面において、赤ちゃん保持部材700の上半身領域を取外し、赤ちゃん2000を後向きの縦抱きにすることができる状態とを選択することができる点にある。

#### 【0061】

（横抱き連結状態）

まず、図1を参照して、赤ちゃん保持部材700により、赤ちゃんを寝かせた状態で抱っこするための横抱き状態を可能にするための第1連結手段について説明する。

#### 【0062】

横抱き状態を可能にするためには、使用者装着部材500の肩ベルト602に設けられたメス型バックル616に、ベルト部材707のオス型バックル709を連結させる。このとき、第2支持ループ744にベルト部材707を通過させる。同様に、肩ベルト603に設けられたメス型バックル617に、ベルト部材706のオス型バックル708を連結させる。このとき、第1支持ループ743にベルト部材706を通過させる。

#### 【0063】

また、赤ちゃん保持部材700に設けられた帯状支持部材751を赤ちゃん2000の股部を通過させるとともに、帯状支持部材751の先端部に設けられたベルト752をループ770を通して、ベルト752の先端に設けられたフック部材753を、肩ベルト602に設けられたリングバックル618に係合させる。

#### 【0064】

なお、メス型バックル616とオス型バックル709、およびメス型バックル617とオス型バックル708により、横抱上部連結手段を構成し、フック部材753とリングバックル618とにより、横抱下部連結手段を構成する。

#### 【0065】

また、赤ちゃん2000の下腹部を保護するために、腹部保持部材725に設けられた先端側ベルト730に取付けられたフック部材732を、リング状部材762に係合させる。図示していないが、先端側ベルト730に取付けられたフック部材731についても、リング状部材761に係合させる。

#### 【0066】

なお、この状態では、使用者装着部材500の腰ベルト601の両先端部に設けられたオス型バックル612とメス型バックル613と連結させることにより、腰ベルト601のお母さん1000への腰部領域への安定的な装着が実現される。

#### 【0067】

なお、図1に示す状態は、赤ちゃん2000の頭がお母さん1000の左腕側に位置する場合を示しているが、赤ちゃん2000の頭がお母さん1000の右腕側に位置する場合にも、同様の結合状態を採用することにより実現することが可能である。

#### 【0068】

以上、この横抱き状態においては、赤ちゃん2000の頭部側を2点で支持し、また、頭部側から股部を通過する帯状支持部材751により、赤ちゃん2000の背面部を全体的に覆うようにして支持する、3点支持構造を採用していることから、赤ちゃん2000の横抱き状態を安定させることが可能になる。

#### 【0069】

また、赤ちゃんの側部に、ベルト部材707により支持される第2支持ループ744と、ベルト部材706により支持される第1支持ループ743が配置されることによるため、赤ちゃんの側部において第1支持ループ743および第2支持ループ744による壁が形成され、赤ちゃんの側部を確実に保護することが可能になる。その結果、頭部の振れを防

10

20

30

40

50

止し、赤ちゃんの頭部の保護を十分に行なうことのできる構造を有する子守帯を提供することが可能になる。

【0070】

(前面縦抱き連結状態)

次に、図2を参照して、赤ちゃん保持部材700により、赤ちゃん2000をお母さん1000の前面において縦抱き状態を可能にするための第2連結手段について説明する。

【0071】

前面縦抱き状態を可能にするためには、使用者装着部材500の肩ベルト602に設けられたメス型バックル616に、ベルト部材707のオス型バックル709を連結させる。このとき、第2支持ループ744にベルト部材707を通過させる。同様に、肩ベルト603に設けられたメス型バックル617に、ベルト部材706のオス型バックル708を連結させる。このとき、第1支持ループ743にベルト部材706を通過させる。

10

【0072】

また、図14の断面図に示すように、使用者装着部材500の腰ベルト601の先端部に設けられたオス型バックル612に赤ちゃん保持部材700の腹部保持部材725に設けられた腹部ベルト726のオス型バックル727を連結させる。同様に、腰ベルト601の先端部に設けられたメス型バックル613に赤ちゃん保持部材700の腹部保持部材725に設けられた腹部ベルト726のメス型バックル728を連結させる。

【0073】

なお、メス型バックル616とオス型バックル709、およびメス型バックル617とオス型バックル708により、縦抱上部連結手段を構成し、オス型バックル612とオス型バックル727、および、メス型バックル613とメス型バックル728とにより、縦抱下部連結手段を構成する。

20

【0074】

また、赤ちゃん2000の下腹部を保護するために、腹部保持部材725に設けられた先端側ベルト730に取付けられたフック部材732を、リング状部材762に係合させる。図示していないが、先端側ベルト730に取付けられたフック部材731についても、リング状部材761に係合させる。

【0075】

この縦抱き状態においては、赤ちゃん2000の頭部側を2点で支持し、赤ちゃん2000の腹部側面を2点で支持し、さらに赤ちゃん2000の股部を1点で支持する5点支持構造を採用していることから、赤ちゃん2000の縦抱き状態を安定させることが可能になる。

30

【0076】

また、赤ちゃんの側部に、ベルト部材707により支持される第2支持ループ744と、ベルト部材706により支持される第1支持ループ743が配置されることになるため、赤ちゃんの側部において第1支持ループ743および第2支持ループ744による壁が形成され、赤ちゃんの側部を確実に保護することが可能になる。その結果、頭部の振れを防止し、赤ちゃんの頭部の保護を十分に行なうことのできる構造を有する子守帯を提供することが可能になる。

40

【0077】

また、使用者装着部材500に赤ちゃん保持部材700を連結させた場合、使用者の腹部領域には腰ベルト600が位置せずに、赤ちゃん保持部材700の腹部保持部材725に設けられた先端側ベルト730のみが位置することになる。これにより、お母さん1000と赤ちゃん2000との距離が近くなり、お母さん1000と赤ちゃん2000との密着感を高めることが可能になる。その結果、赤ちゃん2000は、より近くにお母さん1000を感じることができ、赤ちゃん2000の発育段階、生理特性を満足させることが可能になる。

【0078】

また、よりお母さん1000の近くで赤ちゃん2000を保持できることから、バランス

50

良く赤ちゃん2000の荷重を受けることにより、お母さん1000への負担の軽減を図りながら、赤ちゃん2000の保持の安全性および快適性を損なうことなく、お母さん1000に対する装着性能の向上を図ることを可能としている。

【0079】

さらに、使用者装着部材500の腰ベルト600の構造の簡略化が図られ、ファッション性を高めた子守帯を提供することを可能とする。

【0080】

また、赤ちゃん保持部材700の背中部保持部材740の背面側には、帯状支持部材751により空間751Hが形成されていることから、お母さん1000の手をこの空間751Hに挿入して沿えることができるため、さらに安定した状態で、赤ちゃん2000を保持することが可能となる。

10

【0081】

なお、赤ちゃん2000が成長して首および腰が座り、赤ちゃん2000を自立させておくことに対して医学的な問題が生じない場合は、図3に示すように、背中部保持部材740を赤ちゃん保持部材700から取外すことにより、赤ちゃん2000を前向きにして縦抱っこをすることが可能になる。

【0082】

(背面縦抱き連結状態)

次に、図4を参照して、赤ちゃん保持部材700により、赤ちゃん2000をお母さん1000の背面において縦抱き状態を可能にするための第3連結手段について説明する。

20

【0083】

背面縦抱き連結状態を可能にするためには、使用者装着部材500の肩ベルト602に設けられたメス型バックル616に、ベルト部材706のオス型バックル708を連結させる。このとき、ベルト部材706を第1肩ベルト部材505に設けられた第1ループ領域507aに通過させる。また、使用者装着部材500の肩ベルト603に設けられたメス型バックル617に、ベルト部材707のオス型バックル709を連結させる。このとき、ベルト部材707を第2肩ベルト部材506に設けられた第2ループ領域508aに通過させる。

【0084】

また、使用者装着部材500の腰ベルト601の背面側に設けられたオス型バックル651に赤ちゃん保持部材700の腹部保持部材725に設けられた腹部ベルト726のオス型バックル727を連結させる。同様に、腰ベルト601の背面側に設けられたメス型バックル652に赤ちゃん保持部材700の腹部保持部材725に設けられた腹部ベルト726のメス型バックル728を連結させる。

30

【0085】

なお、メス型バックル616とオス型バックル708、およびメス型バックル617とオス型バックル709により、縦抱上部連結手段を構成し、オス型バックル651とオス型バックル727、およびメス型バックル652とメス型バックル728とにより、縦抱下部連結手段を構成する。

【0086】

また、赤ちゃん2000の下腹部を保護するために、腹部保持部材725に設けられた先端側ベルト730に取付けられたフック部材732を、リング状部材762に係合させる。図示していないが、先端側ベルト730に取付けられたフック部材731についても、リング状部材761に係合させる。

40

【0087】

この縦抱き状態においては、赤ちゃん2000の頭部側を2点で支持し、赤ちゃん2000の腹部側面を2点で支持し、さらに赤ちゃん2000の股部を1点で支持する5点支持構造を採用していることから、赤ちゃん2000の縦抱き状態を安定させることが可能になる。

【0088】

50

また、赤ちゃんの側部に、ベルト部材707により支持される第2支持ループ744と、ベルト部材706により支持される第1支持ループ743が配置されることになるため、赤ちゃんの側部において第1支持ループ743および第2支持ループ744による壁が形成され、赤ちゃんの側部を確実に保護することが可能になる。その結果、頭部の振れを防止し、赤ちゃんの頭部の保護を十分に行なうことのできる構造を有する子守帯を提供することが可能になる。

【0089】

なお、赤ちゃん2000が成長して首および腰が座り、赤ちゃん2000を自立させておくことに対して医学的な問題が生じない場合は、図5に示すように、背中部保持部材740を赤ちゃん保持部材700から取外すことにより、赤ちゃん2000を後向きにして縦抱っこをすることが可能になる。

10

【0090】

以上、本実施の形態における子守帯1Bにおいては、子守帯1Bの使用に際して、横抱き状態、前面縦抱き状態および背面縦抱き状態での使用が可能となるため、子守帯1Bの使用に際して、新生児期からの使用が可能になる。

【0091】

連結部分において、オス型バックル、メス型バックルを使用しているが、両者を入換えて使用することも可能である。また、オスメス両性のバックルを使用することも可能である。

【0092】

また、上記実施の形態における使用者として、お母さんの場合について説明したが、その他お父さんや、他の保護者や保育者であっても構わない。

20

【0093】

したがって、今回開示した上記実施の形態はすべての点で例示であって、限定的な解釈の根拠となるものではない。したがって、本発明の技術的範囲は、上記した実施の形態のみによって解釈されるのではなく、特許請求の範囲の記載に基づいて画定される。また、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれる。

【0094】

【発明の効果】

この発明に基いた子守帯によれば、子守帯の使用に際して、横抱き状態、前面縦抱き状態および背面縦抱き状態での使用が可能となるため、子守帯の使用に際して、新生児期から一貫した使用が可能になり、親と子供のスキンシップを十分図ることが可能になる。

30

【0095】

また、子守部材として衣服形態を備えることにより、子守部材のファッション性の向上が図られ、子守部材の装着時における違和感を軽減することが可能になる。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bを用いて、お母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を横抱きすることができる状態を示す図である。

【図2】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bを用いて、お母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態を示す第1の図である。

40

【図3】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bを用いて、お母さん1000の前面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態を示す第2の図である。

【図4】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bを用いて、お母さん1000の背面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態を示す第1の図である。

【図5】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bを用いて、お母さん1000の背面において、赤ちゃん2000を縦抱きすることができる状態を示す第2の図である。

【図6】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bの使用者装着部材500を開いた状態での正面図である。

【図7】この発明に基いた実施の形態における子守帯1Bの使用者装着部材500を開いた状態での背面図である。

50

【図 8】この発明に基いた実施の形態における子守帯 1 B の使用者装着部材 5 0 0 を閉じた状態での正面図である。

【図 9】この発明に基いた実施の形態における子守帯 1 B のベルト部材のみを現したベルト展開図である。

【図 1 0】この発明に基いた実施の形態における子守帯 1 B の赤ちゃん保持部材 7 0 0 を内面側から見た平面図である。

【図 1 1】この発明に基いた実施の形態における子守帯 1 B の赤ちゃん保持部材 7 0 0 を外面側から見た背面図である。

【図 1 2】図 1 0 中 X I I - X I I 線矢視にしたがった第 1 断面図である。

【図 1 3】図 1 0 中 X I I - X I I 線矢視にしたがった第 2 断面図である。

【図 1 4】この発明に基いた実施の形態における子守帯 1 B の前面縦抱き連結状態を模式的に示す断面図である。

【符号の説明】

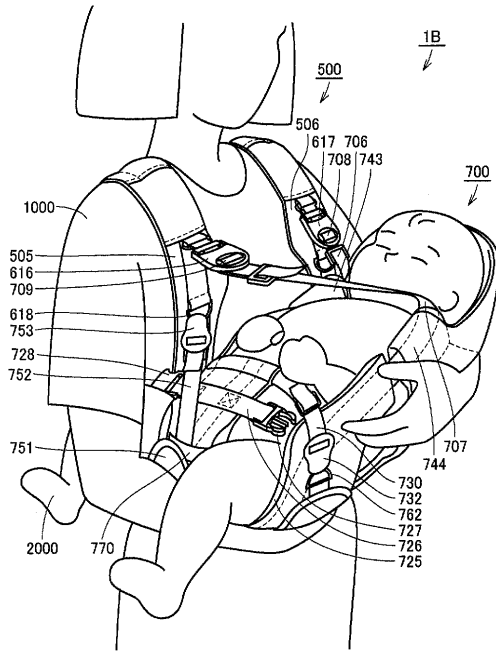
1 B 子守帯、5 0 0 使用者装着部材、5 0 1 使用者用背中部材、5 0 3 , 5 0 4 腰ベルト部材、5 0 5 第 1 肩ベルト部材、5 0 5 a 凸部パッド領域、5 0 6 第 2 肩ベルト部材、5 0 6 a 凸部パッド領域、5 0 7 帯状部材、5 0 7 a 第 1 ループ領域、5 0 8 帯状部材、5 0 8 a 第 2 ループ領域、6 0 0 ベルト部材、6 0 1 腰ベルト、6 0 2 第 1 肩ベルト、6 0 3 第 2 肩ベルト、6 0 5 第 1 延長ベルト、6 0 6 第 2 延長ベルト、6 0 4 連結ベルト、6 1 2 , 6 5 1 , 7 0 8 , 7 0 9 , 7 2 8 オス型バックル、6 1 3 , 6 1 6 , 6 1 7 , 6 5 2 , 7 2 7 メス型バックル、6 1 4 , 6 1 5 , 6 2 0 , 6 2 1 , 7 3 3 , 7 3 4 調節バックル、6 1 8 , 6 1 9 リングバックル、7 0 0 赤ちゃん保持部材、7 0 1 背面保持部材、7 0 2 , 7 0 3 側部保持部材、7 0 4 , 7 0 5 延長部、7 0 6 , 7 0 7 ベルト部材、7 2 0 股間部保持部材、7 2 1 , 7 2 2 曲面領域、7 2 3 , 7 2 4 補助パッド部材、7 2 5 腹部保持部材、7 2 6 腹部ベルト、7 2 9 貫通路、7 3 0 先端側ベルト、7 3 1 , 7 3 2 フック部材、7 4 0 背中部保持部材、7 4 2 a 上部パッド部材、7 4 2 b 下部パッド部材、7 4 1 , 7 4 2 側壁パッド、7 4 3 第 1 支持ループ、7 4 4 第 2 支持ループ、7 5 0 頭部保護パッド、7 5 1 帯状支持部材、7 5 1 H 空間、7 5 2 ベルト、7 5 3 フック部材、7 6 0 袋状部材、7 6 0 a 空間、7 6 1 , 7 6 2 リング状部材、7 6 1 a , 7 6 1 b 面ファスナ、7 7 0 ループ、1 0 0 0 お母さん、2 0 0 0 赤ちゃん

10

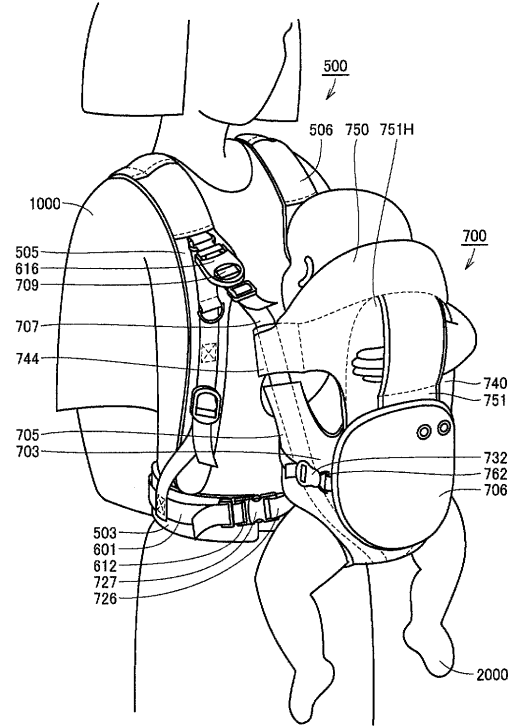
20

30

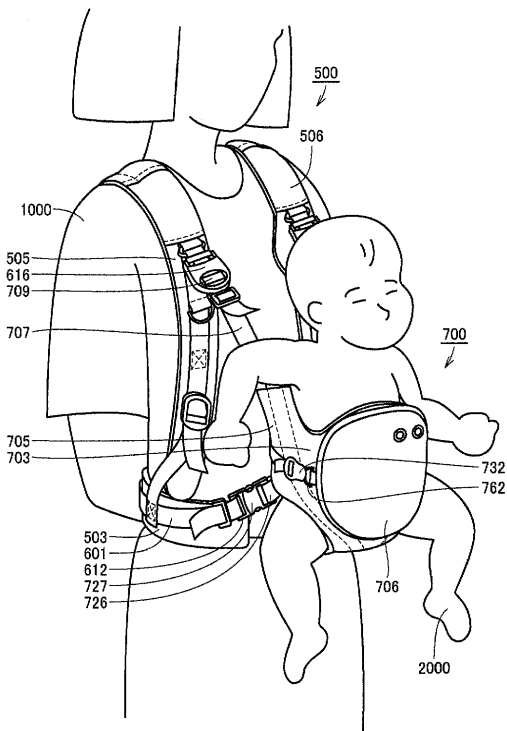
【 図 1 】



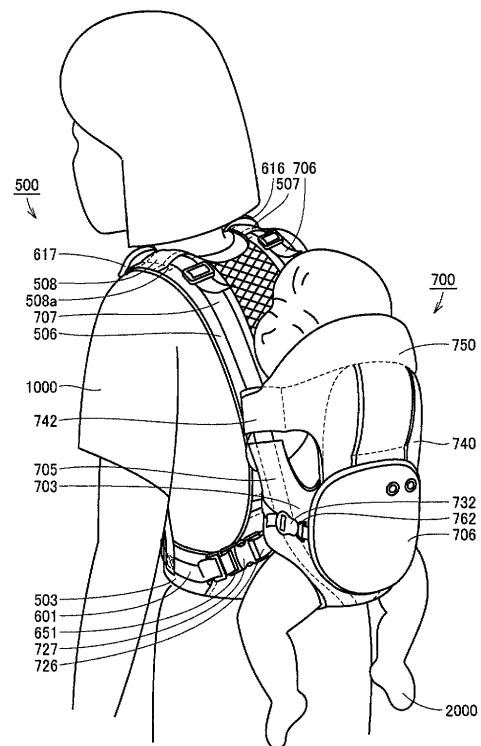
【 図 2 】



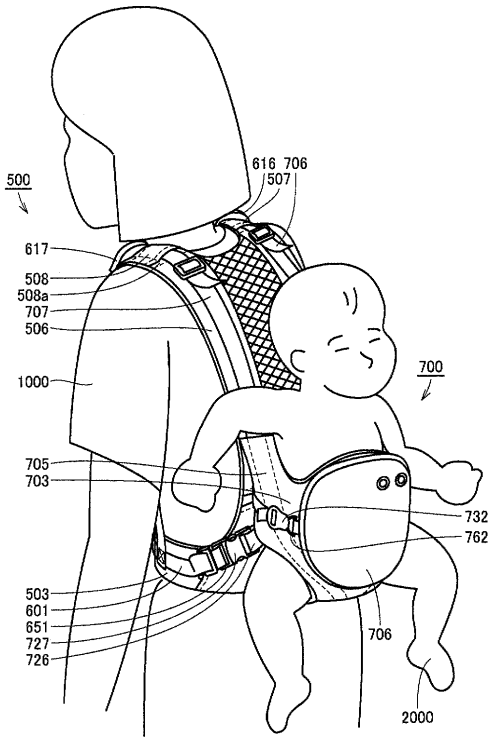
【 図 3 】



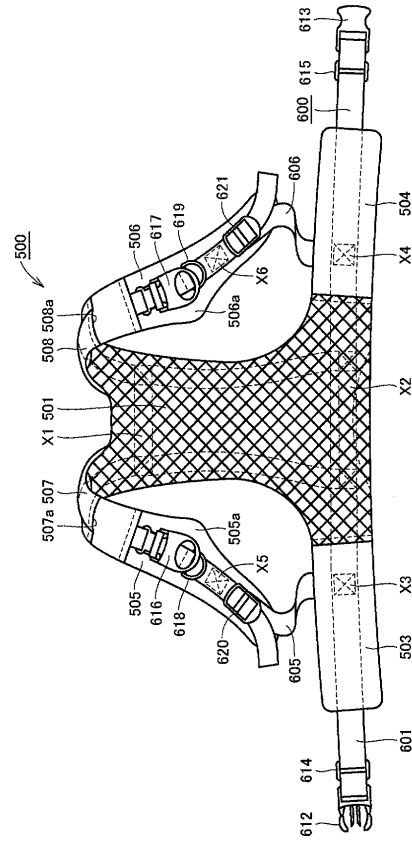
【 図 4 】



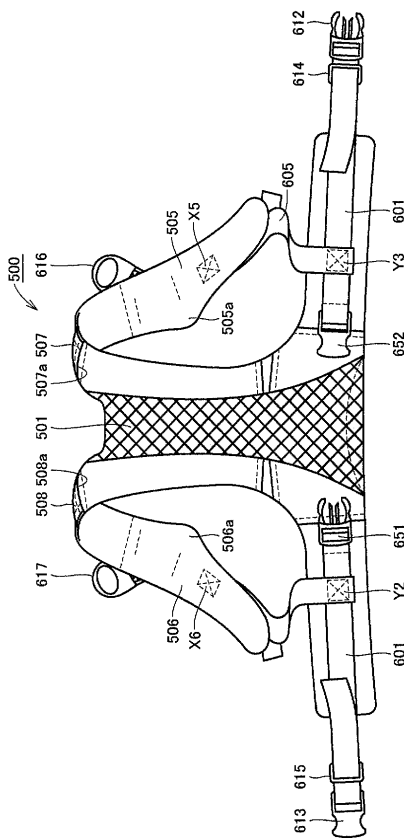
【 図 5 】



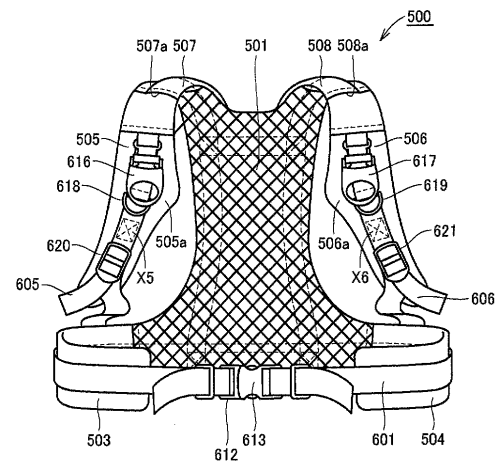
【 図 6 】



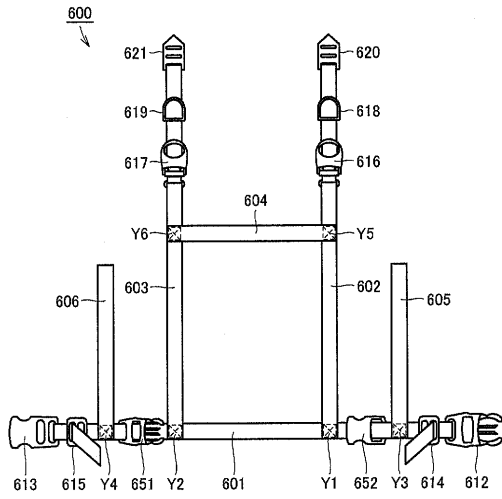
【 図 7 】



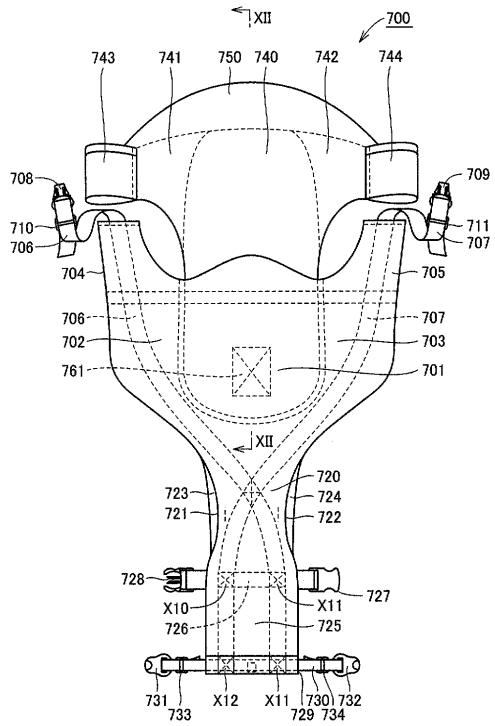
【 図 8 】



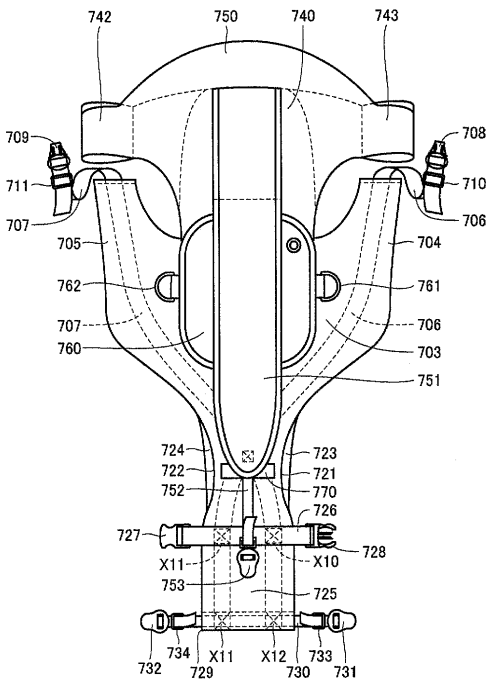
【 図 9 】



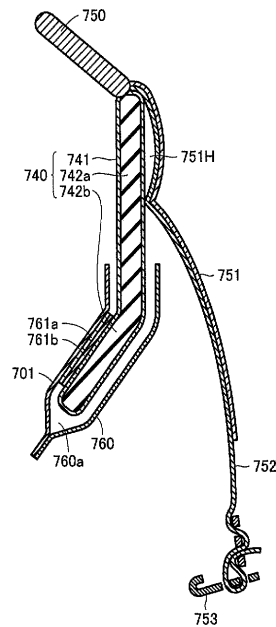
【 図 10 】



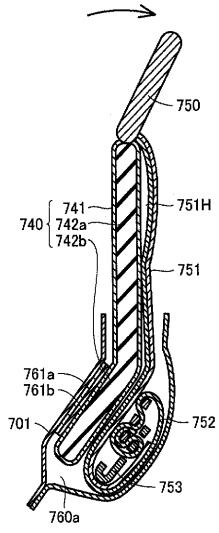
【 図 11 】



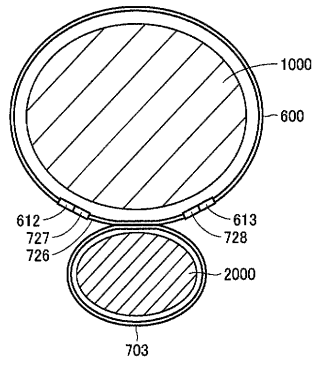
【 図 12 】



【 図 1 3 】



【 図 1 4 】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100109162

弁理士 酒井 将行

(72)発明者 葛 西 健造

大阪市中央区東心斎橋1丁目14番9号

(72)発明者 横山 浩一

大阪市中央区島之内1丁目13番13号 アプリカ 葛 西株式会社内

(72)発明者 大西 陽子

大阪市中央区島之内1丁目13番13号 アプリカ 葛 西株式会社内